



厚生財団

KOSEIZAI DAN

一般財団法人 新潟県教職員厚生財団 TEL 025 (228) 3581 URL <http://www.koseizaidan.or.jp>
〒951-8516 新潟市中央区東中通1-86-73 FAX 025 (224) 8830 E-mail info@koseizaidan.or.jp

TOPICS (主な内容)

「新潟県民のための教育・文化活動」 平成29年度事業報告	P.2
給料月額と積立月額報告のお願い	P.3
年度末退職者の退団手続きについて	P.4
新潟県歴史シリーズ	P.6

新潟県の文化財シリーズ

耳取遺跡は見附市を代表する遺跡です。遺跡は見附の街から約2km南の丘陵にあります。

耳取遺跡からは縄文時代のムラが見つかりました。耳取の縄文ムラは縄文時代中期(約5000年前)、後期(約4000年前)、晩期(約2300年前)といわれる3つの時期に営まれたことが発掘調査から分かりました。

発掘調査によって遺跡の価値が認められ、平成27年に国史跡に指定されました。



【ヒスイ大珠】



【出土土器】



【土器敷石囲炉】

■ 耳取遺跡 国指定史跡

写真提供・文 みつね伝承館
資料提供 見附市立見附小学校長 高橋 正則 様

団員であることを信頼して！

理事長 涌井 昭夫



昨秋、中国において「インターネット通販で1日に驚愕な売り上げ」といったニュースが話題となったことは、記憶に新しいことと思います。ここまでではありませんが、日本でもそうした傾向は見られます。一方で、小規模小売店の閉店という流れもあります。

日本でも大手メガバンクの、店舗業務の見直しに伴う支店等の統廃合計画の発表もありました。

かつての顧客との対面販売を基本とした商取引も、コンピュータを介することで簡単に、早く、正確に進められるようになってきています。現金ではなくカードによる決済もその一つです。

しかし、私ども財団が取り組んでいる「各種資金

貸付事業」や「祝い金や見舞金の贈与事業」等の申請にあたって、用紙類はホームページから取り寄せて作成することができるものの、最終的には団員の皆様の手を煩わせることが残っています。

「スマホから手続きできないのか」といったご意見をいただくこともございます。可能な限り手続きの簡略化を進めておりますが、残っている部分は、財団員という資格を信頼して行っている事業という特性から、「団員であることの証」として、必要不可欠のものです。この点をご理解いただきまして、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年も皆様にとって、素晴らしい一年となりますことを祈念いたします。

平成
29年度

「新潟県民のための教育・文化活動」助成事業

厚生財団では、県内教育の充実発展に寄与する団体及びサークル活動、地域住民や子どもたちが参加する伝統文化の継承活動などに助成を行っています。今年度の助成額は以下のとおりです。

1. 団体助成 34団体 **985.5万円**

2. 事業助成

①普通事業助成

ア. 財団が後援又は財団支部が主催・共催・後援する事業... 11事業 **104万円**

イ. 伝統文化芸術・サークル活動等 89団体 **427万円**

ウ. 研究指定校・研究物発刊団体等 13団体 **91万円**

②特別事業助成 13事業 **260万円**

3. 県民運動への助成

深めよう 絆 にいがた県民会議

平成29年度「いじめ見逃しゼロ県民運動」 **100万円**

総額 1967.5万円 (平成29年12月末現在)

※新潟県民のための教育・文化活動助成事業は、一般財団法人移行に伴う認定等に関する法律により公益目的支出計画として実施しています。

事業案内

自動車資金貸付 ～手続き簡単 随時受付・送金～

<自動車（新車・中古車）の購入はもちろん、車検や修理費用にもご利用いただけます>

概要

貸付利率 **年1.50%** (変動利率)

限度額 **300万円** (購入費用を上限とする)

返済回数 **～72回** (ボーナス併用返済あり)

いつでも臨時返済できて、
早めに完済することも可能！

貸付制度は入団後6ヵ月経過してから利用できます。詳細は貸付規程をご覧ください。

必要書類

①自動車資金借用証書

②一般資金貸付借受申込書

③添付書類 自動車購入の場合 注文書（売買契約書）の写し
車検・修理の場合 見積書（請求書）の写し

→厚生財団ホームページ内「書式集」にあります。また、団員マイページにてパソコン上で作成することも可能です。署名・印鑑・収入印紙をお忘れなく。

郵送もしくは窓口まで直接お持ちください。不備がなければ、財団に届いた日の銀行翌営業日に送金いたします。

給料月額と積立月額報告のお願い

現職団員の皆様には毎年、給料改訂があるこの時期に「1月からの給料月額」と、それに伴う「3月からの積立月額」をご報告いただいております。各所属に積立金明細書を送付しましたので、期限までに報告手続きをお願いいたします。(休業や休職等で積立金の払い込みを中止している団員は対象外です)

提出期限

厚生財団係様へ 平成30年 2月 6日 (火)
厚生財団到着 平成30年 2月13日 (火)

給料月額や積立月額に変更がない場合でもご報告ください。

今年度末に退職予定の団員、産休や休職(有給)中の団員は未記入のままご返送ください。

■ 1月からの給料月額について

- ・給与明細等の「報酬・給料・賃金」欄を参照してください。諸手当等は含みません。
- ・100円単位で記入してください。(100円未満切り上げ)

■ 3月からの積立月額について

- ・100円単位で積立月額の増額・減額ができます。規定額以上になるように決定してください。
- ・規定額は、案内文書の「規定額早見表」にてご確認ください。
(計算式) 給料月額 × 1/100 [100円未満切り上げ] + 800円
- ・ご提出いただいた積立月額が規定額を下回っているときは、自動的に規定額へ変更させていただきます。

継続団員連絡会を開催しました



ご参加いただきました皆様に
感謝申し上げます。

昨年9月に、県内4地区で「平成29年度 継続団員連絡会」を開催しました。

理事長のあいさつでは、平成28年度の決算概況のほか、貸付事業や新潟県民のための教育・文化活動助成事業など、財団の事業についての説明を行いました。また、昨年7月の豪雨で被害のあった学校や団員へ見舞金を贈与したことを報告しました。

来年度の連絡会にも、皆様お誘い合わせのうえ是非ご参加ください。

開催日/会場/参加者数

上越地区	9月 6日/ホテル ハイマート/163名
中越地区	9月13日/ホテルニューオータニ長岡/358名
下越地区	9月21日/ANAクラウンプラザホテル新潟/552名
佐渡地区	9月28日/八幡館/62名

合 計 1,135名

年度末退職（定年・勧奨・普通）に伴う 退団手続きをお願いします

年度末に退職される団員の皆様は、現職団員を退団する手続きが必要となります。今まで積み立てられた大切な積立金をお返しするための請求ですので、下記の書類を期日までに必ずご提出ください。

提出書類 「厚生資金積立金払戻請求書（兼継続団員申込書）」
添付書類として健康保険証（写し）または運転免許証（写し）をご用意ください
提出期限 平成30年3月26日（月）まで

払戻金送金日 … 平成30年4月27日（金） 払戻金額の通知書は4月中旬にお届けします

～「再任用職員」について～

退職に伴い4月から「再任用職員」となられる方は、期限付の任用となるため、現職団員として続けることはできません。上記の退団手続きを行ってください。

現在「再任用職員」としてお勤めの方が年度末に退職される場合は、すでに現職団員を退団されていますので、手続きの必要はありません。継続団員制度に入団されている方はそのまま継続できます。

手続き書類とご案内の送付

1月初旬に各所属所につき1部ずつ送付いたしましたので、事務担当者様へお問い合わせください。
また、団員マイページの「Web申請書」で書類を作成することができます。

厚生資金積立金の残高を確認するには？

団員マイページの「払戻残高明細書」で、当月の残高及び、過去2ヵ年度分の払戻履歴を確認・印刷することができます。ログインID・パスワードを紛失の際は厚生財団までご連絡ください。

厚生資金積立金から不足金が生じた場合

退職時の厚生資金積立金残高から、該当する対象者は【4月分の保険料・年金掛金／返済中の貸付金残金／継続団員積立金】を差し引きます。不足金が生じた場合は、退職金受領後に一括でお支払いいただきます。

なお、貸付金の残金については、継続団員に入団を希望した場合でも全額清算を行います。（返済期間を引き継ぐことはできません。）

継続団員制度

退職後も継続団員として厚生財団に入団することができます

継続団員の 厚生事業	普通厚生費・特別厚生費の贈与／人間ドックの受診料補助（条件あり）／生活資金の貸付（積立金額内） …など 詳細は“継続団員のしおり”をご覧ください。
加入資格	・在団期間が25年以上 ・入団時に規定額以上の積み立てを行う ・退職後も新潟県内に在住する（現職時に隣接県から通勤勤務をしていた場合も可）
積立金	・入団時に200万円以上 退団時に全額を払い戻します （毎月の積み立てではなく、一部払い出しはできません）
加入期限	・満80歳に達した年度末まで 途中退団はいつでも可

生命保険・教職員年金について

継続団員に加入されない場合、三井生命普通保険は個人扱いとなり、教職員年金制度は今までに積み立てた掛金をお受取りいただきます。詳細は三井生命から連絡があります。

特別厚生費「永年団員祝金」

現職時の在団年数に応じて、6月29日に払戻金受取口座へ送金します。（平成9年度以降に入団された団員には現職時に贈与済みです）

退職を祝う会への招待

平成29年度末に退職される在団期間25年以上の団員を、退職を祝う会へご招待します。5月中旬に案内を送付しますので、ぜひご参加ください。 開催時期／平成30年6月

年度末の事務処理について

請求忘れに注意

以下の2つは、平成30年3月31日が請求期限となります。まだ請求をされていない方は早めにお手続きください。

- ・就学祝金（平成27年度就学のお子様分）
- ・人間ドック等受診料補助（今年度受診分）

育児休業や病気休職中の方へ

育児休業や病気休職等の無給期間中は、積立金の払い込みを中止することができます。中止するためには「厚生資金積立金中止届」をご提出ください。

また、期間延長の場合は再度手続きが必要となります。延長分の中止届を忘れずにご提出ください。

事務局から

2018年版 教職員手帳のお届け

現職団員には手帳かダイアリーのどちらか（希望登録制）を、継続団員には一律に手帳をお届けしました。

現職団員で、品目変更を希望される方は、手帳・ダイアリー内の「教職員手帳等の申込票」にてご連絡ください。

住所が変わったときは変更手続きを

休業・休職中の団員や県立高校にお勤めの団員の皆様には、4月に「払込金・残高明細書」をご自宅に送付します。そのため、住所が変わったときは団員マイページから登録変更の手続きをお願いします。

■各種払込金の照会をするには団員マイページ！

新潟県教職員厚生財団

検索

団員マイページにログイン後“払込残高明細書”をクリック
パスワードをお忘れの場合は厚生財団までご連絡ください。

謹 賀 新 年



よりそう保険。



Taiju Select
大樹 セレクト

無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト！

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社 新潟支社

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1-3-10 三井生命ビル6F TEL:025-243-6877
http://www.mitsui-seimei.co.jp/

B-2017-1437 (2018.1)
使用期限 2018.3.31

新潟県歴史
シリーズ

第 6 回

資料による越佐女性の歩み

古文書史料に見る江戸時代の結婚と離婚

後藤 一雄 (前新潟市立浜浦小学校長)

❖ 結婚の事実を示す古文書史料

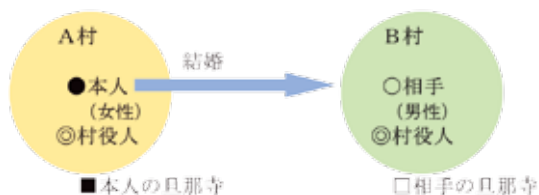
江戸時代における結婚の事実を端的に示す古文書史料がある。現存するものも多い。A村の女性がB村の男性へ嫁いだ場合を考えてみよう。

A村の村役人からB村の村役人へ提出される文書が「所請け状」である。村送り状・人別送り状・送り一札などと表記されることもある。これに対して、B村の村役人からA村の村役人へ提出されるのが「引取一札」である。引取手形とも記される。

一方、A村の本人の家が属する旦那寺からB村の村役人、又はB村の相手の家の旦那寺へ出された文書が「寺請け状」である。寺請証文・寺送り状・宗旨送り状・離旦一札などと表記されることもある。

婚姻は人の異動が伴うため、村役人や旦那寺は宗門改帳を作成する上でも婚姻の事実をきちんと把握しておく必要があった。一組の縁組について、所請け状と寺請け状等の両方を取り交わされたはずである。

また、結婚の際の持参金に関する史料も多い。妻や婿の



持参した金や田畑は、嫁ぎ先の所有となったが、離婚の際は返還しなければならなかった。ある意味で持参金は離婚防止装置であった。例えば、貞享元年（二六八四）11月、佐渡加茂郡正明寺村弥九郎は、娘「まん」に野浦村から婿を迎え、婿安兵衛の親元から米20石を受領した。離婚の際は5割の利息を加えて返すことを約束している。

❖ 離縁状は再婚許可状

江戸時代、たてまえ上離別の権は夫のみにあり、離婚の形式として、夫は妻又は妻の実家宛てに離別状を渡した。離縁状・去状・暇の状とも記され、三行と半行の長さに書く慣わしから三行半とも呼ばれた。また、離縁状の授受により離婚は成立し、夫婦ともに再婚をすることができた。

実例を見てみよう。写真の「去状一札之事」は、天保15年（二八四四）9月1日、夫である井澤博輔から妻のおきんへ出された離縁状である。まさしく三行半に書かれ、離婚の理由はくどくどと書かず、「不熟」の仲とし、相談の上別れること、そして、妻が誰と再婚をしても構わないことが約束されている。なお、この二人は頸城郡出身で、当時江戸で生活していたことが分かっている。

本県の既刊自治体史に掲載される史料を見ると、「去状」と記されるものが多い。中には、金3分を受領して夫側が妻との離縁を了承した事例や、行



（中頸城郡石神村林泉寺文書 新潟県立文書館所蔵）

衛不明となった倅に代わって、夫の実父が嫁に対して離縁状を渡した事例など、さまざまである。

また、長らく離縁状は夫側から妻に出されるものという理解が一般的であったが、この通説をくつがえした史料が県内で確認された。十日町市教育委員会に寄託される「川治区有文書」の中に、安政3年（二八五〇）2月、貝野村安養寺分の「ふじ」が、夫に出した離縁状がある。川治村の萬平は入り婿し、家業に勤めたが、病身を理由に離縁されている。ふじ側は、夫に慰謝料として100両を渡している。なお、この事例では、同時に夫萬平側からもふじに対して合意の離縁状が出される。

離婚を求めながら夫の同意が得られない場合、妻はどうしたか。村上藩では、宝暦4年（二七五四）、夫との離縁を求めて藩士の屋敷へ駆け込み、目的を果たした女性がいる（『村上市史通史編2近世』）。